

平成 22 年 5 月 13 日開催  
納税環境整備小委員会

# 参 考 資 料

## (国稅關係)

# 目 次

・平成 22 年度税制改正大綱（抄） .....	1
1. 争訟手続	
・ 国税に関する不服申立制度の見直しについて .....	3
・ 国税に関する不服申立制度（現行） .....	4
・ 課税処分件数と課税関係争訟数との比較 .....	5
・ 異議申立前置主義・不服申立前置主義の趣旨 .....	6
・ 国税に関する不服申立てについての処理期間について .....	7
・ 不服申立て・訴訟における手数料・平均処理期間等 .....	8
・ 異議申立て、審査請求、税務訴訟の処理・終結状況（処分の取消等） .....	9
・ 不服申立て・税務訴訟と、国税の徴収との関係 .....	10
・ 審理の対象と、処分理由の差換え【判例】 .....	11
・ 証拠書類等の閲覧・謄写について .....	13
・ 主要国における争訟手続（イメージ） .....	14
2. 争訟機関	
・ 国税不服審判所の組織（現行） .....	17
・ 協議団を廃止し国税不服審判所を設置した理由 .....	18
・ 国税局協議団と国税不服審判所について .....	19
・ 国税通則法第 99 条について .....	20

・ 国税審判官の資格	21
・ 国税審判官等の構成及び任命権者	22
・ 裁決までの流れ—国税不服審判所長と国税審判官との関係—	23
・ 国税審判官の公募の状況	24
・ 国税審判官（任期付職員）の給与	25

#### 参考計数

・ 異議申立ての処理状況	27
・ 審査請求の処理状況	28
・ 税務訴訟の終結状況	29

## 平成 22 年度税制改正大綱（抄）

平成 21 年 12 月 22 日 閣議決定

### 第 3 章 各主要課題の改革の方向性

#### 1. 納税環境整備

##### (2) 国税不服審判所の改革

税が議会制民主主義の根幹であることを考えれば、個別の課税事案に対して納得できない納税者の主張を聞く「国税不服審判所」は、民主主義にとって極めて重要な機関です。

しかし、国税不服審判所の現状は、この重要な役割を果たすには十分ではありません。特に、その機能を果たすために最も重要な審判官の多くを国税庁の出身者が占めていることは問題です。そのほかにも証拠書類の閲覧・謄写が認められていないなどの問題があります。

これらの観点から、国税不服審判所の組織や人事のあり方、不服申立前置主義の見直し、不利益処分理由附記などについて、行政不服審査制度全体の見直しの方向を勘案しつつ、納税者の立場に立って、適正な税務執行が行われていることが国民に明らかになるよう、必要な検討を行います。

# 1. 争訟手続

## 国税に関する不服申立制度の見直しについて

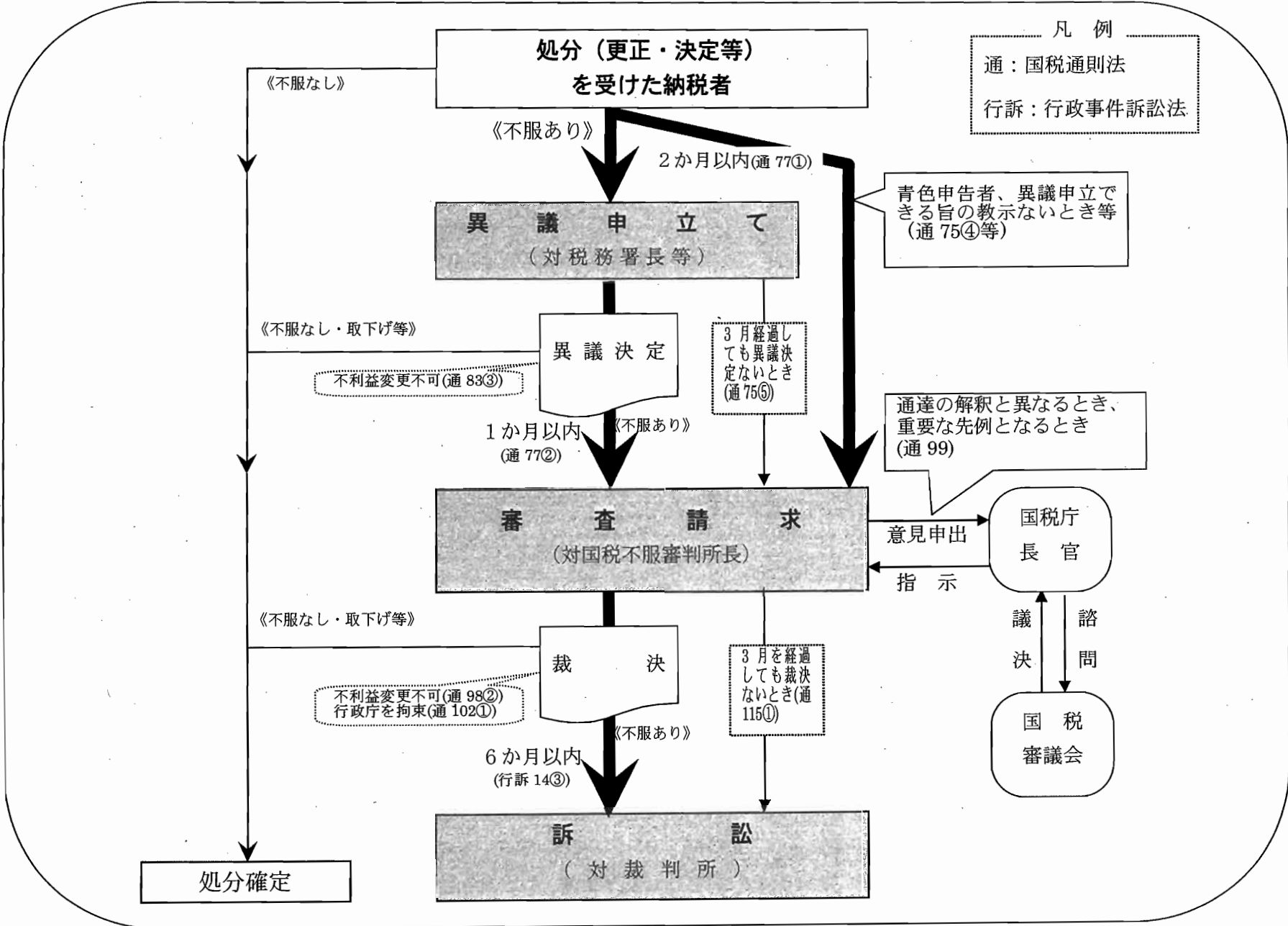
### 現 状

- 国税の不服申立手続においては、処分の大量性、争いの特殊性から、「異議申立て」及び「審査請求」の手続を設け、原則としてこれらの手続を経た後に原処分の取消訴訟を提起できることとし、納税者の簡易・迅速な救済と、争訟の合理化を図っている。
- また、審査請求については、特に審理の客観性・公正性を高める観点から、執行とは分離された、国税庁の特別の機関である「国税不服審判所」がこれを行うこととしている。

### 主な論点

- 国税の不服申立制度のあり方を見直しに当たっては、納税者の視点に立ち、納税者の簡易・迅速な救済や、争訟の合理化といった観点から、そのあり方を総合的に検討することが必要。
- また、国税不服審判所における審理の客観性・公正性を一層高める観点から、どのような見直し  
が考えられるか。
- 実務面への影響の検証や、執行体制の整備についてどう考えるか。

# 国税に関する不服申立制度（現行）



**課税処分件数と課税関係争訟数との比較**  
 (申告所得税・法人税・相続税・贈与税の場合。人数(事件)ベース)

	17年度	18年度	19年度	20年度
① 課税処分 <small>(上段:加算税賦課 下段:更正・決定)</small>	299,409	308,192	290,993	234,760 (速報値)
	11,822	11,351	11,902	12,182
② 異議申立て <small>(税務署長等、原処分庁に対するもの)</small>	1,294	1,151	1,203	1,134
③ 審査請求 <small>(国税不服審判所に対するもの)</small>	675	554	559	549
④ 訴訟 <small>(第一審地方裁判所に対するもの)</small>	112	157	117	122

- (注1)上記計数は、各年に行われた課税処分、異議申立て、審査請求、訴訟の人数(事件)ベースの件数であり、それぞれ個別に対応するものではない。課税処分は事務年度(ただし、加算税賦課につき、申告所得税は会計年度、相続税は国税庁統計年報書による)、課税処分以外は会計年度の計数。
- (注2)「課税処分」の件数は、「加算税賦課」については申告所得税、法人税、相続税及び贈与税に係る加算税賦課決定件数を、「更正・決定」については所得税(着眼を除く実地調査)、法人税(実地調査)、相続税及び贈与税の更正決定件数(一部減額更正を含む。)を、それぞれ合計したもの。
- (注3)「異議申立て」及び「審査請求」の件数は、各年度において、申告所得税、法人税、相続税及び贈与税の処分に対してそれぞれ異議申立て又は審査請求をした納税者の数を合計したもの(国税庁、国税不服審判所調べ)。
- (注4)「訴訟」の件数は、第一審の各年度の提起件数のうち、主たる税目が所得税、法人税、相続税及び贈与税の件数を合計したもの(国税庁調べ)。



## 異議申立前置主義・不服申立前置主義の趣旨

【昭和 49 年 7 月 19 日最高裁判所判決（抄）】

国税通則法においては、「国税に関する法律に基づく税務署長の処分（以下、原処分という。）に対する不服申立方法として異議申立て及び審査請求の手續を設け、原則としてこの二段階の不服手續を経たのちでなければ原処分の取消訴訟を提起することができない旨を定めているが、その趣旨は、国税の賦課に関する処分が大量かつ回帰的なものであり、当初の処分が必ずしも十分な資料と調査に基づいてされえない場合があることにかんがみ、まず、事案を熟知し、事実関係の究明に便利な地位にある原処分庁に対する不服手續によつてこれに再審理の機会を与え、処分を受ける者に簡易かつ迅速な救済を受ける道を開き、その結果なお原処分に不服がある場合に審査裁決庁の裁決を受けさせることとし、一面において審査裁決庁の負担の軽減をはかるとともに、他面において納税者の権利救済につき特別の考慮を払う目的に出たものであり、租税行政の特殊性を考慮し、その合理的対策としてとられた制度であることは明らかである。」

## 国税に関する不服申立てについての処理期間について

現行法上、不服申立てについての標準的な処理期間の定めはないが、「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価」において、異議申立てについては3ヶ月以内処理件数割合90%、審査請求については1年以内処理件数割合85%以上(いずれも20年度)の目標を定めている。

なお、通則法上、異議決定又は裁決を経ないで審査請求又は提訴できることとなる期間は、それぞれ3か月と定められている(国税通則法75⑤、115①一)。

### ●異議申立て

(単位：件数、%)

会計年度	18	19	20
処理件数計(A)	4,027	4,956	5,313
うち3月以内処理件数(B)	3,493	4,162	4,956
(B) / (A)	86.7%	84.0%	93.3%

(注)・上記計数は、延べ件数ベースの計数(国税庁調べ)。

・「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価」における目標：「異議申立て」の3か月以内処理件数割合90%(18~20年度)

### ●審査請求

(単位：件数、%)

会計年度	18	19	20
処理件数計(A)	2,945	2,404	2,812 (※)
うち3月以内処理件数(B)	162	228	253
(B) / (A)	5.5%	9.5%	9.0%
うち1年以内処理件数(C)	2,521	2,140	2,604
(C) / (A)	85.6%	89.0%	92.6%

(参考)

(単位：件数)

裁決前提訴件数	79	18	99
---------	----	----	----

(注)・上記計数は、延べ件数ベースの計数(国税不服審判所調べ)。なお、本計数は国税通則法に基づく審査請求事件を集計したものであり、行政不服審査法に基づくものを含まない(※)。

・「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価」における目標：「審査請求」の1年以内の処理件数割合 18年度：80%、19年度：80%以上、20年度：85%以上

**不服申立て・訴訟における手数料・平均処理期間等**

	不服申立て	税務訴訟
○手数料（代理人報酬を除く。）	○なし	○訴訟費用（民事訴訟費用等に関する法律4） （参考）訴額 1,000 万円の場合 ・第一審 5 万円 ・控訴審 7.5 万円 ・上告審 10 万円
○平均処理期間	①異議申立て：約 3 月（注 1） ②審査請求：約 11 月（注 2） ※異議申立て～審査請求まで：約 1 年 3 月 （異議決定後の申立期間 1 月を含む）	○第一審：約 1 年 7 月（注 3）

**（参考）**

代理人の関与状況	○代理人なし（約 20%）（注 4） ○代理人あり（約 80%） （内訳）・税理士：約 60% ・弁護士：約 20% ・その他（公認会計士等）：約 20%	○代理人なし（約 15%）（注 5） ○代理人あり（約 85%） （内訳）・弁護士：100%
----------	---	--

（注 1）3 月以内の処理件数割合は 93.3%（国税庁調べ、平成 20 年度）

（注 2）1 年以内の処理件数割合は 92.6%（国税庁・「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価（平成 20 年度）」による）

（注 3）第一審（税務訴訟（課税関係））の 1 年以内終結割合は 36.8%（国税庁調べ、平成 20 年度）

（注 4）国税不服審判所調べ

（注 5）国税庁調べ

## 異議申立て、審査請求、税務訴訟の処理・終結状況（処分の取消等）

（単位：％）

会計年度		18	19	20
区分				
異議申立て	一部取消	8.5	9.6	7.5
	全部取消	1.7	1.6	1.3
	合 計	10.2	11.2	8.8
審査請求	一部取消	9.2	8.8	9.1
	全部取消	3.1	3.9	5.7
	合 計	12.3	12.7	14.8
税務訴訟	一部勝訴	6.5	6.4	3.4
	全部勝訴	11.4	7.8	7.3
	合 計	17.9	14.2	10.7

（注）1. 異議申立て及び審査請求は、延べ件数による割合。訴訟は、事件数による割合。

2. 異議申立て及び審査請求の取消区分については、納税者の主張の全部を認容したか否かの区分ではなく、不服申立ての対象となった処分の全部が取り消されたか否かを示す。（例えば、100の更正処分に対し、納税者が70部分に不服を申し立て、当該70部分が取り消された場合は、一部取消と区分される。）

# 不服申立て・税務訴訟と、国税の徴収との関係

	不服申立て（異議申立て、審査請求）	訴訟
原則	○処分続行（執行不停止）（通法 105 条①） ・ただし、差押財産の換価は決定又は裁決があるまで原則不可	○処分続行（執行不停止）（行訴法 25①）
例外	<p>(1)「徴収の猶予」（通法 105②・④・⑥）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異議審理庁又は国税不服審判所長は、</li> <li>・必要があると認めるときは、</li> <li>・不服申立人の申立てにより、又は職権で、</li> <li>・異議審理庁は、処分に係る国税の全部又は一部の徴収を猶予、若しくは滞納処分の続行の停止をすることができる。</li> <li>・国税不服審判所長は、徴収の所轄庁に、処分に係る国税の全部又は一部の徴収を猶予、若しくは滞納処分の続行の停止を求めることができる。徴収の所轄庁は、国税不服審判所長の求めに応じなければならない。</li> </ul> <p>(2)「担保の提供による差押えの解除等」</p> <p>不服申立人は、不服申立ての目的となった処分に係る国税につき、担保を提供して差押えをしないこと又は差押えの解除を求めることができる（通法 105③・⑤）。</p> <p>⇒異議審理庁は、提供された担保が相当であるとき又は国税不服審判所長から求められたときは、その求めに応じなければならない。（通法 105③・⑥、通令 37①）</p>	<p>○執行停止（行訴法 25②）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判所は、</li> <li>・処分、処分の執行または手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、</li> <li>・申し立てにより、決定（※）をもって、</li> <li>・処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止（以下（「執行停止」という。）をすることができる。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">※決定にあたっては、裁判所は、あらかじめ、当事者の意見を聞かなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、執行停止は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、本案について理由がないと見えるときは、することができない。（行訴法 25④）</li> </ul> <p>○内閣総理大臣の異議（行訴法 27）</p> <p>内閣総理大臣は、執行停止の申立てがあった場合には、裁判所に対し、異議を述べるることができる。</p>
その他の効果 (延滞税免除)	<p>(1)「徴収の猶予」のとき</p> <p>⇒猶予期間の延滞税が軽減される（年 14.6%→年 7.3%、特例により 4.3%（平成 22 年）に軽減）。（通法 63④等）</p> <p>(2)「担保の提供による差押えの解除等」のとき</p> <p>⇒納付すべき税額に相当する担保の提供があった場合には、その担保の提供がされている期間（上記徴収の猶予の期間を除く）の延滞税が軽減される（年 14.6%→年 7.3%、特例により 4.3%（平成 22 年）に軽減）。（通法 63⑤等）</p>	—
徴収の猶予等、処分停止の取消し	<p>○徴収の猶予等の取消し（通法 105⑦）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務署長等は、</li> <li>・不服申立人が完納できないと認められる事由が生じたとき、又は税務署長等の担保の変更等の命令に応じないときは、</li> <li>・徴収の猶予等の取消し又は期間を短縮することができる。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">※審査請求の場合の取消し等は国税不服審判所長の同意が必要 ※取消し等にあたっては不服申立人からの弁明を聴取することが必要</p>	<p>○同 左</p> <p>※一般的に、充足担保の提供があった場合は、延滞税の軽減を受けることができる。（通法 63⑤等）</p> <p>○事情変更による執行停止の取消し（行訴法 26）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判所は、</li> <li>・執行停止の決定が確定した後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、</li> <li>・相手方の申立てにより、決定をもって、</li> <li>・執行停止の決定を取り消すことができる。</li> </ul>

(注) 通法：国税通則法、通令：国税通則法施行令、行訴法：行政事件訴訟法

## 審理の対象と、処分理由の差換え【判例】

○最判昭 49 年 4 月 18 日 所得税決定処分取消請求事件（個人の譲渡所得及び給与所得決定処分）

「本件決定処分は、上告人の昭和 38 年における総所得金額に対する課税処分であるから、その審査手続における審査の範囲も、右総所得金額に対する課税の当否を判断するに必要な事項全般に及ぶものというべきであり、したがって、本件審査裁決が右総所得金額を構成する所論給与所得の金額を新たに認定してこれを考慮のうえ審査請求を棄却したことには、所論の違法があるとはいえない（なお、本件審査裁決は、審査請求を棄却しているから、不利益変更の禁止に触れないことはいうまでもない。）。そして、本件決定処分取消訴訟の訴訟物は、右総所得金額に対する課税の違法一般であり、所論給与所得の金額が、右総所得金額を構成するものである以上、原判決が本件審査裁決により訂正された本件決定処分の理由をそのまま是認したことは、所論の違法は認められない。」

○最判昭 50 年 6 月 12 日 所得税更正処分取消請求事件（個人の事業所得の更正処分、白色申告者）

「いわゆる白色申告に対する更正処分の取消訴訟において、右処分の正当性を維持する理由として、更正の段階において考慮されなかつた事実を新たに主張することも、許されると解するのが相当であり（当裁判所昭和 35 年（オ）第 180 号同 36 年 12 月 1 日第二小法廷判決（注）・裁判集民事 57 号 17 頁、同昭和 39 年（行ツ）第 65 号同 42 年 9 月 12 日第三小法廷判決・裁判集民事 88 号 387 頁参照）、これと同旨の原審の判断は正当である。」

（注）最判昭 36 年 12 月 1 日

「京橋税務署長が、右の否認に基いて、上告会社の所得申告を更正するに際し、原判決が採用した所論の資料によつたものでないことは論旨のとおりである。しかし、その処分が、その後の資料によつて客観的に正当であれば、右更正を違法とすることはできないのであつて論旨は理由がない。」

○最判昭 56 年 7 月 14 日 法人税更正処分取消請求事件（青色申告者）

「 原審が適法に確定したところによれば、(一) 宅地の分譲販売等を業とする上告人は、本件係争事業年度において本件不動産を 7600 万 9600 円で取得しこれを 7000 万円で販売したのものとして、右事業年度の法人税につき青色申告書による確定申告をした、(二) これに対して、被上告人は、本件不動産の取得価額は 6000 万円であるとして、他の理由とともにこれを更正の理由として更正通知書に附記し、本件更正処分をした、(三) ところが、被上告人は、本訴における本件更正処分の適否に関する新たな攻撃防禦方法として、仮に本件不動産の取得価額が 7600 万 9600 円であるとしても、その販売価額は 9450 万円であるから、いずれにしても本件更正処分は適法であるとの趣旨の本件追加主張をした、というのであって、このような場合に被上告人に本件追加主張の提出を許しても、右更正処分を争うにつき被処分者たる上告人に格別の不利益を与えないものではないから、一般的に青色申告書による申告についてした更正処分の取消訴訟において更正の理由とは異なるいかなる事実をも主張することができると解すべきかどうかはともかく、被上告人が本件追加主張を提出することは妨げないとした原審の判断は、結論において正当として是認することができる。そして、右のように解しても、所論引用の判例の趣旨に反するものではない。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。」

※参考

	取得価額 (A)	販売価額 (B)	利益 (損失) (B-A)
更正処分	6,000 万円	7,000 万円	1,000 万円
納税者の主張	7,600 万 9,600 円	7,000 万円	▲600 万 9,600 円
追加主張 (国)	7,600 万 9,600 円	9,450 万円	1,849 万 400 円

## 証拠書類等の閲覧・謄写について

### ○行政不服審査法・国税通則法における取扱い（現行）

- ・ 争点の明確化を図る観点から、審査請求人（納税者）は、審査庁（国税不服審判所）に対し、処分庁（税務署等）から提出された書類その他の物件の閲覧を求めることができる（行政不服審査法 33②・国税通則法 96②）。
- ・ 他方、処分庁は、審査請求人から提出された書類等の閲覧を求めることはできない。

区 分	閱 覧			謄 写	
	請求者 資料	審査請求人 (納税者)	処分庁 (税務当局)	審査請求人 (納税者)	処分庁 (税務当局)
現 行 (行政不服審査法) (国税通則法)	審査請求人(納税者)提出資料	/	×	/	×
	処分庁(税務署等)提出資料	○	/	×	/
	審判官職権収集資料	×	×	×	×
改正行審法案 ・ 同整備法案 (注1、注2)	審査請求人(納税者)提出資料	/	×	/	×
	処分庁(税務署等)提出資料	○	/	×	/
	審判官職権収集資料	×⇒【○】	×	×	×

(注1) 改正行政不服審査法案・同整備法案（国税通則法改正案を含む。）は、平成20年4月11日に衆議院に提出されたが、平成21年7月21日の衆議院解散に伴い廃案となった。

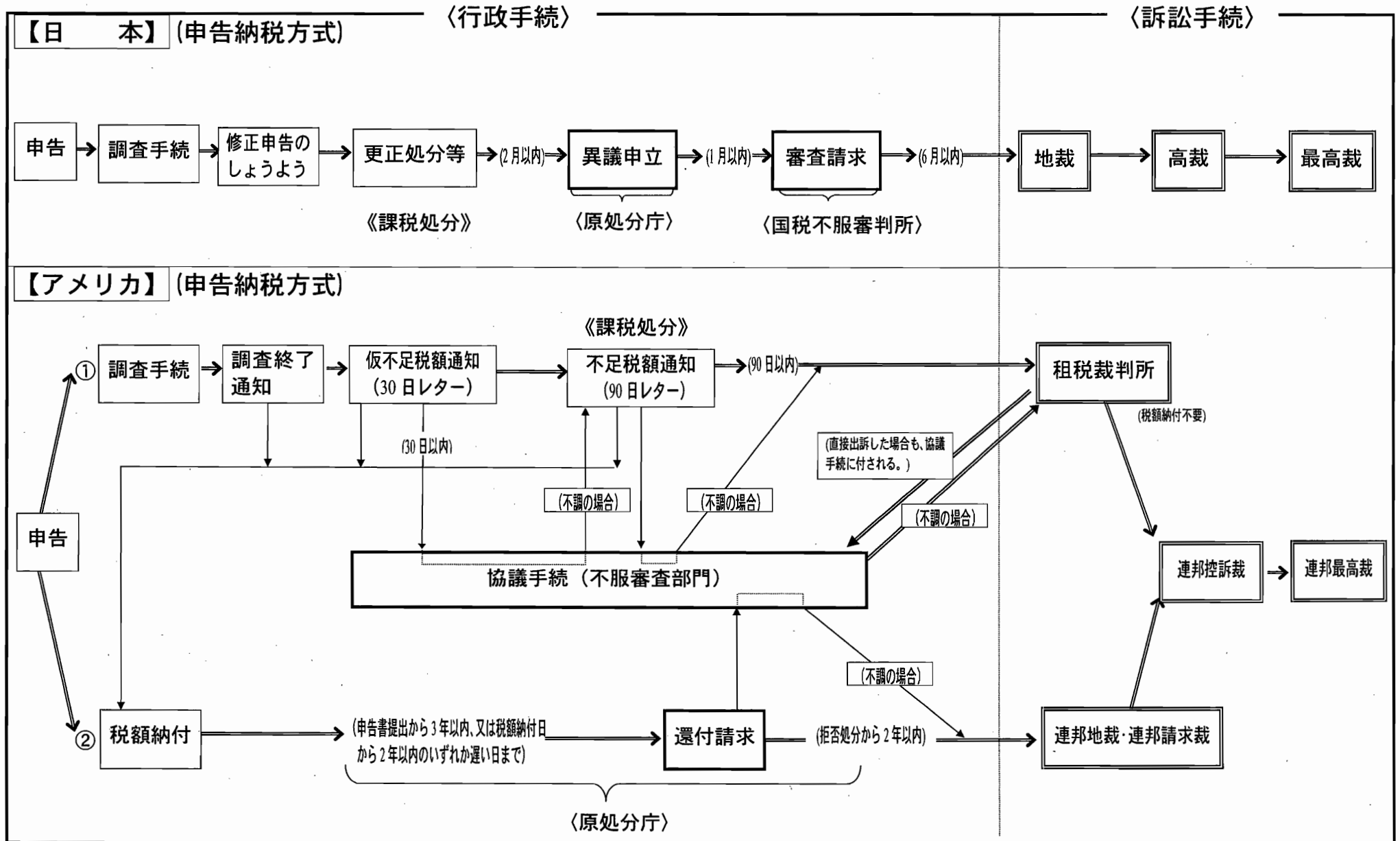
(注2) 謄写の取扱いについては、改正行審法案においても、迅速かつ公平な審理を実現するため、審査庁に過大な負担となる謄写の交付までは義務付けていなかった。

ただし、総務省においては、現場の実情も踏まえつつ、改正行審法の施行までの間に、具体的な運用の方法をガイドライン等で定めることとしていたところ。

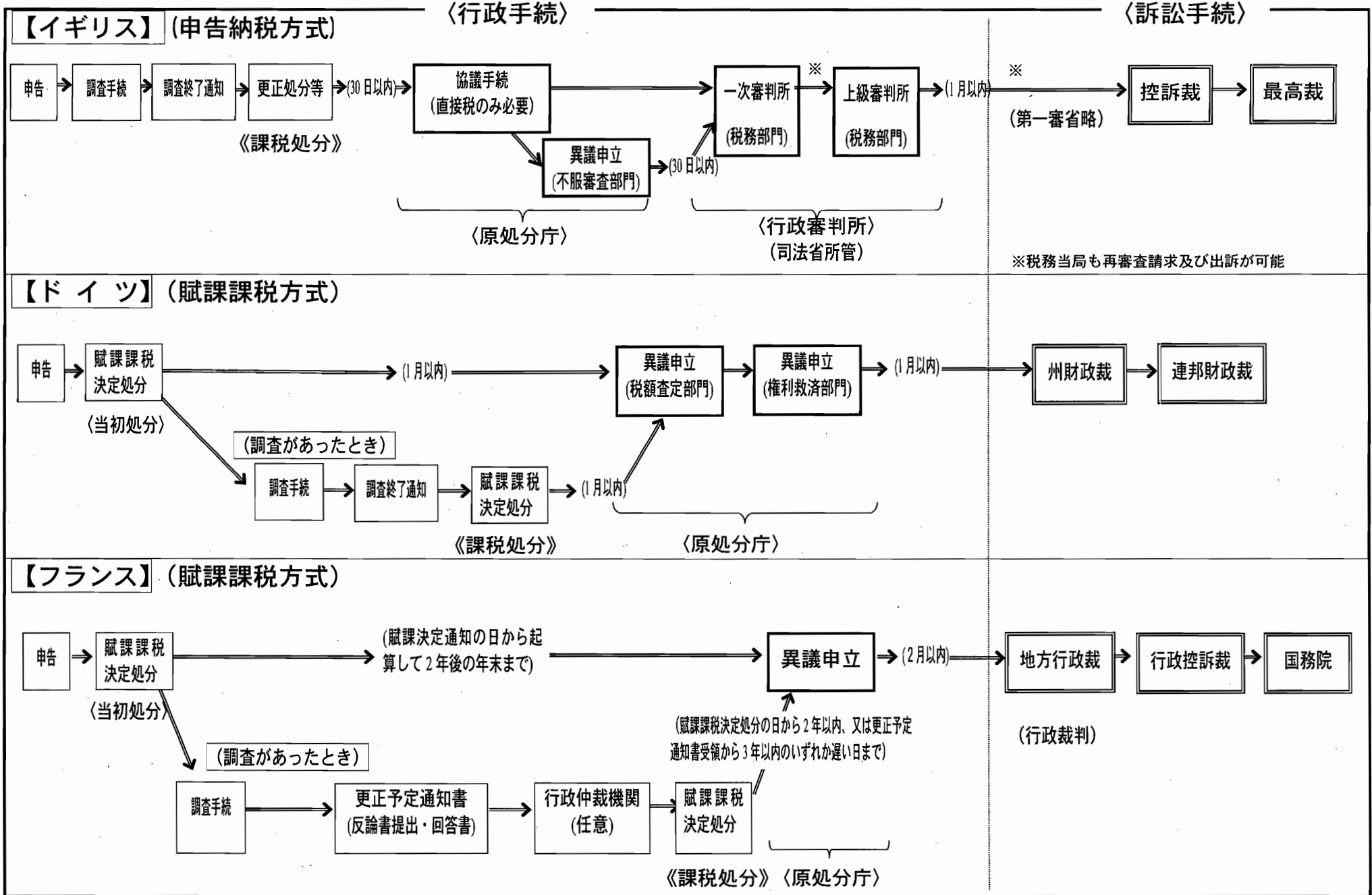


# 主要国における争訟手続（イメージ）

（未定稿）



(注) 本表は主要国の主要な争訟手続（所得税の課税の場合）の流れを模式的に示したものに過ぎない点に留意。なお、⇒は通常手続を、→は任意手続を指す。



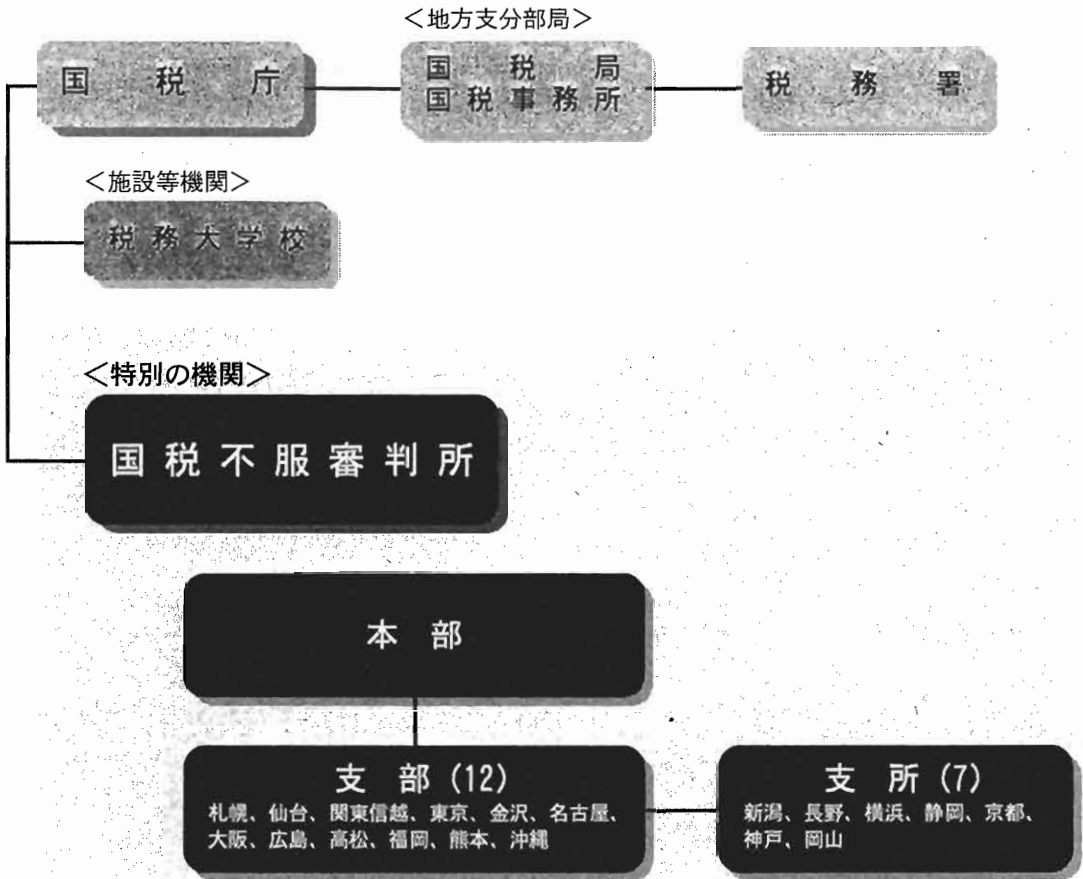
(注) 本表は主要国の主要な争訟手続 (所得税の課税の場合) の流れを模式的に示したものに過ぎない点に留意。なお、⇒は通常手続を、→は任意手続を指す。

## 2. 争訟機関

# 国税不服審判所の組織（現行）

○ 国税庁の特別の機関である国税不服審判所には、東京にある本部のほか、全国の主要都市に12の支部と7の支所がある。

【組織図】



国税不服審判所の支部・支所では、原則としてその管轄区域内における審査請求事件の調査・審理を行っている。

○ 国税不服審判所の定員 477名（平成20年度）

## 協議団を廃止し国税不服審判所を設置した理由

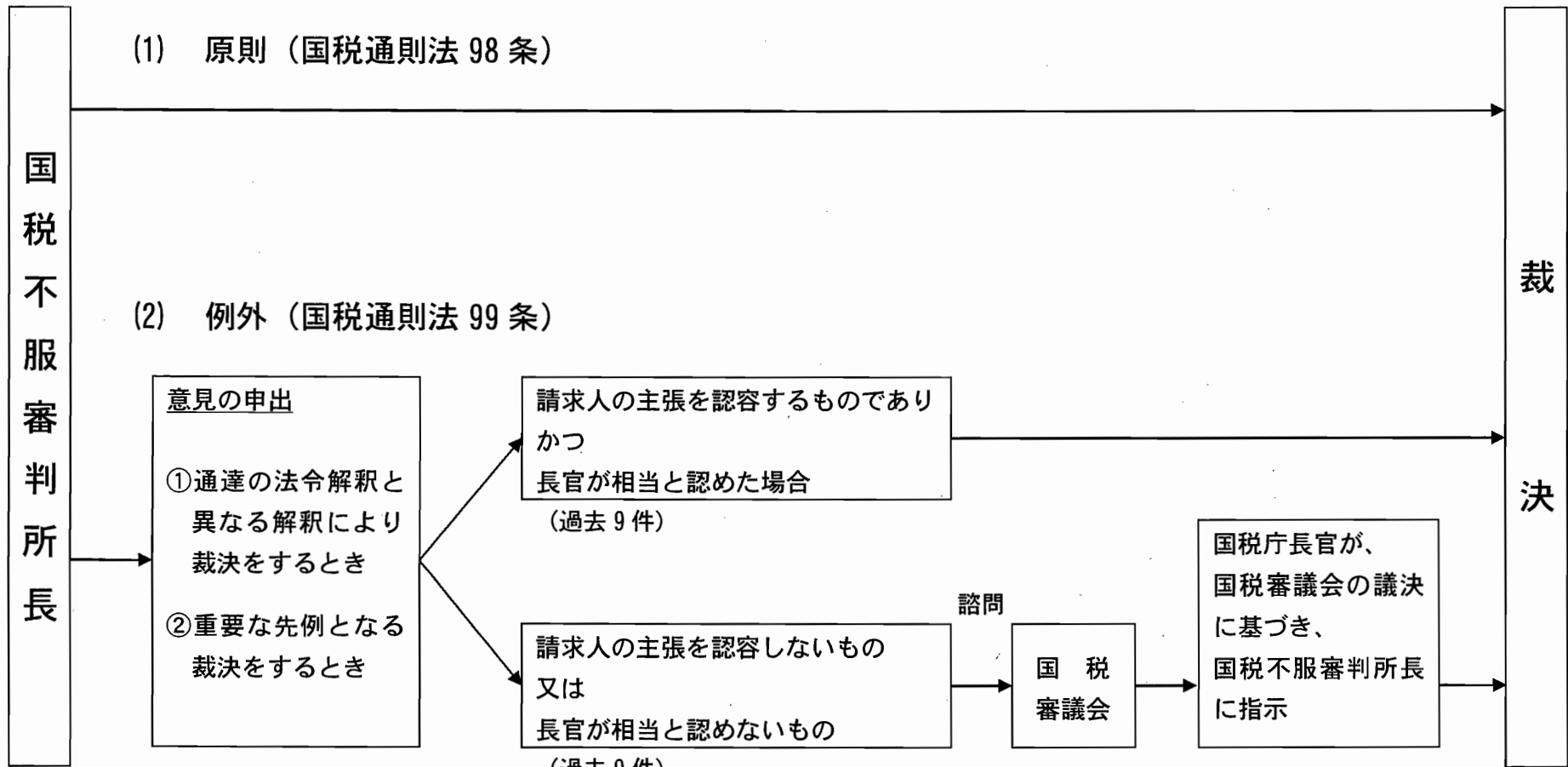
○ 昭和 44 年 7 月 10 日 参-大蔵委員会・福田大蔵大臣

「今回の制度は、いままで国税局長が処分をする、その税の処分につきまして、国税局の機構である協議団がやったので、同じ穴のムジナじゃないかというような感触を与えておった。それを是正しようというので、今度は国税庁長官の機構のワケ内の機構に審判制度を置こう、こういうことにしたわけでありまして、これは私は相当の大きな改善だと思っております。したがって、人事は国税庁長官が行なうわけです。しかし、人事の執行にあたっては、国税庁長官の恣意によるということを避けまして、大蔵大臣の承認を要する、こういう慎重な手続をとる。それから九十九条のお話がありましたが、これは不服審判所長の独立性を端的にあらわしておるわけです。つまり、『国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決をするとき』と、国税庁長官の見解と違った裁決をする場合があり得る、こういう非常に独立な立場をあらわしておるわけでありまして、そういうときには国税庁長官に申し出をする。国税庁長官は、その申し出を受けた場合にどうするか。必ずしも審判所長と意見が合わないのだという際には、これを国税審査会に付議をする、こういうことになるわけでありまして。国税審査会が不服審判所長の意見のほうが正しいんだということになれば、その意見に基づいて税務の執行にあたらなければならない、こういうふうには不服審判所の独立性ということを確認いたしておるわけでありまして。ただ、この不服審判所の機構というのは、あくまで司法機関でもないし、また準司法機関でもない、あくまでも行政段階の仕組みにいたしたい。それは、事柄を迅速に処理したい、こういうことなんです。しかし、迅速であって公正を欠いては困る、こういうことから、ただいま申し上げましたような独立性をこの機構に付与するということにつきましては細心の注意を払っておる、かように御了承願いたいのであります。」

## 国税局協議団と国税不服審判所について

区分	国税局協議団	国税不服審判所
組織・設置等	<p>国税局の附属機関【昭和 25 年設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各国税局に 11 本部、33 支部（昭和 43.4.1 現在）</li> <li>・このほか、国税庁の附属機関として国税庁協議団あり。</li> <li>・492 名（昭和 42.7.31 現在）</li> </ul>	<p>国税庁の特別の機関（注）【昭和 45 年設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部のほか、12 支部、7 支所</li> <li>・477 名（平成 20 年度定員）</li> </ul> <p>（注）国家行政組織法の改正により、昭和 59 年に国税庁の附属機関から「特別の機関」とされた。</p>
機関の長	<p>首席協議官 ※国税庁長官が任命</p>	<p>国税不服審判所長 ※国税庁長官が財務大臣の承認を受けて、任命</p>
合議体の構成	<p>3人以上（担当協議官、参加協議官） ※担当協議官等は首席協議官が指名</p>	<p>3人以上（担当審判官、参加審判官） ※担当審判官等は国税不服審判所長が指名</p>
合議体の議決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱いの統一を要するものや訴訟提起のおそれのあるものについては、事前に主管部の意見を聴取したうえで議決</li> <li>・首席協議官は、合議体の議決の都度、議決内容を国税局長に報告</li> </ul>	—
裁決権者	<p>国税局長 ・協議団の議決に基づいて裁決</p> <p>（注）昭和 37 年の国税通則法制定前は、各税法で「協議団の協議を経なければならない」とされていた。</p>	<p>国税不服審判所長 ・合議体の議決に基づいて裁決 ・国税不服審判所長は、独自の法令解釈により裁決。ただし、①通達の法令解釈と異なる解釈により裁決をするとき、②重要な先例となる裁決をするときは、国税庁長官に意見具申。なお、国税庁長官が、請求人の主張を認容しない、又は相当と認めない場合は、国税審議会に諮問。国税庁長官は、国税審議会の議決に基づき、国税不服審判所長に指示（国税通則法 99 条）。</p>

# 国税通則法第 99 条について



## 国税審判官の資格

### ○国税通則法施行令（抄）

#### （国税審判官の資格）

第三十一条 国税審判官の任命資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 弁護士、税理士、公認会計士、大学の教授若しくは准教授、裁判官又は検察官の職にあつた経歴を有する者で、国税に関する学識経験を有するもの
- 二 職務の級が一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イ（俸給表の種類）に掲げる行政職俸給表（一）による六級若しくは同項第三号に掲げる税務職俸給表による六級又はこれらに相当すると認められる級以上の国家公務員であつて、国税に関する事務に従事した経歴を有する者
- 三 その他国税庁長官が国税に関し前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認める者



## 国税審判官等の構成及び任命権者

○国税審判官等の構成(平成22年4月1日現在)

官職	任用状況(出身)	任命権者
国税不服審判所長 1名	裁判官	国税庁長官が、財務大臣の承認を受けて任命(国税通則法78②)
首席国税審判官(支部所長) 12名	うち 裁判官(1) 検察官(1)	国税庁長官(国家公務員法55①)
国税審判官 153名	うち 裁判官(4) 検察官(3) 弁護士(3) 税理士(5) } (※)	国税庁長官(国家公務員法55①)

(注)上記人員数は実数。

- (※)・弁護士及び税理士は、いずれも公募による採用者。なお、平成19年に税理士4名、20年に税理士1名、21年に弁護士3名を採用。  
 ・弁護士・税理士から登用された国税審判官についても国家公務員法の兼業規制(国家公務員法103①、104)が適用される。  
 ・国税審判官の任期に特に定めはないが、一般的には、在任期間は2～3年程度。公募による採用者(任期付職員)の任期は3年。

## 裁決までの流れ

— 国税不服審判所長と国税審判官との関係 —

### ○国税不服審判所長による担当審判官等の指定

国税不服審判所長は、答弁書が提出されたときは、審査請求に係る事件の調査及び審理を行わせるため、担当審判官一名及び参加審判官二名以上を指定する。(国税通則法 94)

(参考)

- ・原則として固定的に合議体を構成し、事件の受理順に従って事件を担当させることとしている。
- ・運用上、審査請求の対象となった処分又はその処分に対する異議申立てについての決定に関与した者、審査請求人の親族等は担当審判官等に指定されない。



### ○担当審判官等による審査請求に係る事件の調査及び審理 (国税通則法 79②、97①②)



### ○担当審判官等の合議体による議決

法第 98 条第 3 項 (裁決) の担当審判官及び参加審判官の議決は、これらの者の過半数の意見による。(国税通則法施行令 35)



### ○国税不服審判所長による裁決

国税不服審判所長は、前二項の裁決をする場合には、担当審判官及び参加審判官の議決に基づいてこれをしなければならない。(国税通則法 98③)

国税審判官の公募の状況

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
募集数	10名程度	10名程度	若干名	15名程度
応募者数	39名	17名	17名	51名
採用者数	4名	1名	3名	未定
内 訳	税理士4名 <sup>(※)</sup>	税理士1名 <sup>(※)</sup>	弁護士3名 <sup>(※)</sup>	—
採用年月	19年7月	20年7月	21年7月	22年7月(予定)

(備考) 国税不服審判所調べ

(※)採用者8名の採用時の平均年齢47.8歳、平均実務経験13.8年

## 国税審判官（任期付職員）の給与

○一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律〔平成十二年法律第百二十五号〕（抄）

（任期を定めた採用）

第三条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、人事院の承認を得て、選考により、任期を定めて職員を採用することができる。

2（略）

（給与に関する特例）

第七条 第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
	円
1	376,000
2	426,000
3	479,000
4	545,000
5	622,000
6	728,000
7	852,000

2～5（略）

# 参 考 計 数

## 異議申立ての処理状況

(単位:件、%)

区分	要処理件数			処理件数						未済 件数
	前年度 未済件数 ①	当年度 発生件数 ②	合計 ③(①+②)	申立ての 取下げ等 ④	申立ての 却下 ⑤	申立ての 棄却 ⑥	処分の 一部取消 ⑦	処分の 全部取消 ⑧	合計 ⑨(④~⑧の計)	
18年度	1,177	4,301	5,478	(21.6%) 870	(9.2%) 369	(59.0%) 2,377	(8.5%) 342	(1.7%) 69	(100%) 4,027	1,451
19年度	1,451	4,690	6,141	(18.0%) 891	(10.9%) 539	(59.9%) 2,971	(9.6%) 476	(1.6%) 79	(100%) 4,956	1,185
20年度	1,185	5,359	6,544	(25.0%) 1,330	(9.0%) 477	(57.2%) 3,038	(7.5%) 400	(1.3%) 68	(100%) 5,313	1,231

(備考) 国税庁調べ

(注) 1. 上記のうち、カッコ書きは構成比

2. 上記計数は、延べ件数ベースの計数。なお、本計数は基本的に処分ごとに集計したものであるが、過少申告加算税の賦課処分については、本税に係る更正処分がある場合には、それと併せて1件として集計している。

## 審査請求の処理状況

(単位: 件、%)

区分	要処理件数			処理件数						未済 件数
	前年度 未済件数 ①	当年度 発生件数 ②	合計 ③(①+②)	請求の 取下げ等 ④	請求の 却下 ⑤	請求の 棄却 ⑥	処分の 一部取消 ⑦	処分の 全部取消 ⑧	合計 ⑨(④~⑧の計)	
18年度	2,235	2,504	4,739	(12.6%) 373	(11.2%) 329	(63.9%) 1,882	(9.2%) 270	(3.1%) 91	(100%) 2,945	1,794
19年度	1,794	2,755	4,549	(9.3%) 224	(11.8%) 284	(66.2%) 1,592	(8.8%) 212	(3.9%) 92	(100%) 2,404	2,145
20年度	2,145	2,835	4,980	(10.1%) 284	(9.5%) 268	(65.6%) 1,847	(9.1%) 256	(5.7%) 159	(100%) 2,814	2,166

(備考) 国税庁調べ

(注) 1. 上記のうち、カッコ書きは構成比

2. 上記計数は、延べ件数ベースの計数。なお、本計数は基本的に処分ごとに集計したものであるが、過少申告加算税の賦課処分については、本税に係る更正処分がある場合には、それと併せて1件として集計している。

## 税務訴訟の終結状況

(単位:件、%)

区分	期首係属 件数 ①	当期発生 件数 ②	終結件数					合計 ⑧(③~⑦の計)	期末係属 件数 ⑨(①+②-⑧)
			訴えの 取下げ等 ③	訴えの 却下 ④	訴えの 棄却 ⑤	処分の 一部取消 ⑥	処分の 全部取消 ⑦		
18年度 (構成比)	443	401	(11.8%) 53	(3.6%) 16	(66.7%) 298	(6.5%) 29	(11.4%) 51	(100%) 447	397
19年度 (構成比)	397	345	(7.2%) 28	(6.0%) 23	(72.6%) 281	(6.4%) 25	(7.8%) 30	(100%) 387	355
20年度 (構成比)	355	355	(11.8%) 42	(4.2%) 15	(73.3%) 261	(3.4%) 12	(7.3%) 26	(100%) 356	354

(備考)国税庁調べ

(注)1.上記のうち、カッコ書きは構成比

2.上記計数は、一審から終審までの事件ベースの計数。